

第3章 防災の基本方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、人口の集中、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本市の、地勢並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念としていく必要がある。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針は、以下のとおりである。

第1 災害予防

- 1 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業及び市街地再開発事業等による災害に強いまちの形成、並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- 2 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄及び関係機関（民間企業、ボランティア、N P O等を含む。）相互の協力体制の構築に向けた、防災訓練の実施及び協定の締結等を行う。
- 3 住民の防災活動を促進するため、住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災会等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。

第2 災害応急対策

- 1 南海トラフ地震に関する情報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。
- 2 発災直後の被害規模の早期把握に関する情報の迅速な収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を行う。
- 3 災害応急対策を総合的、効果的に行うため、市の活動体制の確立、並びに他機関との連携による応援体制の確立を行う。
- 4 災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行う。
- 5 被災者のニーズに柔軟に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児その他に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、傷害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- 6 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 7 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
- 8 被災者の安全な避難場所への誘導、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行う。
- 9 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。

- 10 被災者の健康状態の把握、並びに必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な死体の処理等を行う。
- 11 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- 12 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
- 13 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- 14 二次災害の危険性の見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策を行う。
- 15 ボランティア、義援物資・義援金、市外からの支援の適切な受入れを行う。
- 16 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制などの感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

第3 災害復旧・復興

- 1 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。
- 2 被災施設の迅速な復旧を行う。
- 3 二次災害の防止と、より快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。
- 4 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
- 5 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- 6 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援を行う。

第4 国、県等との連携

市は、国、県等と互いに連携を取りつつ、これら災害対策の推進を図るものとする。